

デジタルに「苦手」意識がある方へ スマートフォン教室を開催します！

「スマートフォンを使いたいけど踏み出せない」、「スマートフォンを持っているけど使い方がわからない」という方へ、初めの一步のためのスマートフォン教室を開催します。

この機会にぜひご参加ください。

令和5年9月から11月まで毎月1回の全3回開催予定です。

■対象

小平町にお住まいでスマートフォンを体験してみたい方や初心者の方など

■教室の内容

第1回 入門編 電源の入れ方、ボタン操作など (1時間)
電話のかけ方、カメラの使い方 (1時間)

■日時

第1回 9月28日(木) 13時30分～15時45分

■場所

小平町健康福祉センター2階 集団研修室

■持ち物

スマートフォン ※お持ちでない方はスマートフォンを貸出します

■参加費用

無料

■定員

10名程度(要予約)

■申し込み方法

下記の申し込み・問合せ先または各支所へ9月15日(金)までにお申込みください

■今後の予定

第2回 基本操作編：アプリのインストール方法・地図アプリの利用方法
インターネットの利用方法【10月25日(水)開催予定】

第3回 応用操作編：メールの利用方法
SNS・コミュニケーションアプリの利用方法【11月下旬開催予定】

※広報おびら10月号及び11月号でそれぞれお知らせいたします。



◎申し込み・問い合わせ先 企画振興課企画振興係 (内線 207・208・289)

町の特産品振興のため、アイデア・意欲のある方を応援します 「小平町特産品振興支援事業補助金」

町では、特産品振興のための生産活動や調査研究を支援し、町特産品のブランド化を図り、雇用機会拡充とともに地域経済の振興につながることを目的とした補助事業を実施しておりますので、積極的に活用されますようお知らせいたします。

■補助対象者

町内で特産品のための生産活動(加工品含む)または調査研究を行う方。

■補助金の額

生産活動施設設備費 事務費の2分の1以内(補助金上限額500万円)

調査研究費 事務費の2分の1以内(補助金上限額200万円)

※調査研究費については、特に必要と認められた場合は全額補助対象。

■認定等

各所属組織等(組織に所属していない場合は町へ直接)を通じ認定申請をしてください。

各団体から推薦を受けた方で構成する審査会において認定の可否を判断します。なお、申請者は審査会に出席し、申請内容の説明を行う必要があります。

■実績報告

事業実施の翌年度から3年間、経営等の実績を報告しなければなりません。

◎問い合わせ先

各産業団体(農協・漁協・商工会)または企画振興課(内線207・208・289)